

# 山口市建設工事総合評価競争入札実施事務処理要領

## 第1 趣旨

この事務処理要領は、山口市建設工事総合評価競争入札実施要領に基づく総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために、必要な事務手続きについて定める。

## 第2 総合評価方式について

総合評価とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

### 1 総合評価方式の適用範囲

山口市が発注する建設工事で、総合評価方式により入札手続きを行う場合に適用する。

### 2 総合評価方式の型式

総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模（予定価格）に応じて、次の型式から当該工事に適した総合評価の型式を選定する。

- (1) 特別簡易型
- (2) 簡易型

### 3 総合評価方式の各型式の概要

#### (1) 特別簡易型

従来からの簡易型より、さらに簡易な総合評価として、対象とする工事は技術的な工夫の余地が小さく、小規模な工事を対象とし、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価する。

#### (2) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づき評価し、入札価格と総合的に評価する。

### 4 総合評価方式における落札者の決定方法

- ① 総合評価方式においては、入札参加者に総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の提出を求め、提出された技術提案資料について、評価基準に基づき審査を行い、加算点を算出する。
- ② ①により算出した加算点に標準点（100点）を加えて得られる技術評価点を、入札書記載価格で除して各社の評価値を算出する。（除算方式）  
【各社の評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】
- ③ 総合評価における落札者は、②で求めた各社の評価値が最も高い者とする。

## 第3 総合評価方式における評価方法

### 1 型式別加算点の設定

総合評価方式の型式別加算点の設定については表－1の値を標準とする。

表－1 型式別加算点

総合評価方式の型式	加算点の満点
特別簡易型	10点
簡易型	20点

## 2 評価項目及び配点

評価の視点及び評価項目については以下のとおりとする。

### (1) 企業の技術力

①簡易な施工計画 ②企業等の技術的能力 ③配置技術者の技術的能力

### (2) 企業の地域精通度・地域貢献度

①地域精通度 ②地域貢献度

型式毎の評価対象とする具体的な項目は、原則として表－2の項目すべてを対象とする。

なお、一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（例、参加資格が市内に限られる場合や監理技術者の専任を求める場合等）についてもすべてを対象とする。また、備考欄に「個別」の記載がある項目については、工事毎に評価対象とする内容を設定する必要がある。

表－2 評価項目

凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	特別簡易型	簡易型	備考	
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として右から1項目を選定	2	—	◎ 1項目 選択	個別	
		工程管理					
		品質管理 その他配慮すべき事項					
	② 企業の技術的能力について	工事全般の施工計画	受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	—	◎	
	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	土木系工事は過去2年間（過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去4年間）、営繕系工事は過去4年間の山口市発注工事における工事成績評定点の平均点	2	◎	◎	個別	
		公告日前2年間の建設事故の有無	1	◎	◎		
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰（過去2年間） ※設計金額5,000万円以上の工事に適用	0.5	◎	◎		
		ISO9001の取得状況	0.5	◎	◎		
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	0.5	◎	◎		
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	◎	◎		
		③ 配置技術者の技術的能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	1	◎	◎	
	過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	◎	個別	
	公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況		1	◎	◎		
技能士等の活用	1		◎	◎	個別		
(2) 企業の地域精通度・地域貢献度	① 地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	◎	◎		
	② 地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	1	◎	◎		
		過去1年間の地域活動実績	1	◎	◎		
		市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入	1	◎	◎	個別	
	市内業者の下請活用	1	◎	◎			

### 3 評価基準及び評価点

#### (1) 企業の技術力

評価項目毎の評価基準及び評価点は下記のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず無効とする。

#### ① 簡易な施工計画(簡易型に使用) 表－3

「①簡易な施工計画」については、工事毎の特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となることが必要であり、一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない場合には加点しない。

表－3

評価の細目		評 価 基 準	評価点
発注者が求める施工上配慮すべき事項として右側から1項目を選定	工程管理	工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工程上重要な項目が記載されている	2
		工程管理が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		工程管理が適切である	0
		不適切である	欠格
	品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	2
		品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		品質の確認方法、管理方法が適切である、	0
		不適切である	欠格
	その他配慮すべき事項	課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている、	2
		課題に対して、現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
		課題に対して、適切である	0
		不適切である	欠格
受注者が提案する施工上配慮すべき事項	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
	配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
	配慮事項への対応が適切である	0	
	不適切である	欠格	
評価点の最大計			4

#### ※注意事項

- ① 「本説明書の設計図面及び土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従って施工する。」という記述は認めない。
- ② 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている場合は加点しない。

## ② 企業等の技術的能力（特別簡易型、簡易型に適用）

表－４

評価の細目	評価基準	評価点	備考
過去８年間の同種工事の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2	
	施工実績がない	0	
土木系工事は過去２年間（過去２年間に工事成績評 定点がない場合は過去４年間）、営繕系工事は過去 ４年間の山口市発注工事における工事成績評定点 の平均点	7.4点以上（土木系）	7.7点以上（営繕系）	2
	7.0点以上、7.4点未満（土木系）	7.5点以上、7.7点未満（営繕系）	1.5
	6.5点以上、7.0点未満 又は実績なし（土木系）	6.5点以上、7.5点未満 又は実績なし（営繕系）	1
	6.5点未満		0
公告日前２年間の建設事故の有無	事故なし	1	
	事故あり	0	
山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設 工事業者表彰の状況（過去２年間） ※設計金額5,000万円以上の工事に適用	表彰あり	(0.5)	
	表彰なし	0	
ISO9001の認証取得状況	認証取得している	0.5	
	認証取得していない	0	
ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラ ムの認証状況	ISO14001を認証取得している	0.5	
	エコアクション21を認証取得している	0.25	
	認証取得していない	0	
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1	
	認証取得していない	0	
評価点の最大計		7 (7.5)	( )内は設計金額 5,000万円以上の評 価点

## ③ 配置技術者の技術的能力（特別簡易型、簡易型に適用）

表－５

評価の細目	評価基準	評価点
主任（監理）技術者の保有する資格	配置技術者が1級土木施工管理技士、技術士、又はこれと同等以上の資格を有する者	1
	その他	0
過去８年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工 経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有する	2
	施工経験がない	0
公告日前１年間の継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明ある場合	1
	取得していない	0
技能士等の活用	指定した技能士資格者を使用した施工とする場合、又は技能士資格を指定していない場合	1
	使用しない	0
評価点の最大計		5

## (2) 企業の地域精通度・地域貢献度（特別簡易型、簡易型に適用）

表－６

評価の細目	評価基準	評価点
地理的条件（緊急時の施工体制）	山口市内に本店、工場がある	1
	その他	0
過去５年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	活動実績がある、又は評価項目としない	1
	活動実績がない	0
過去１年間の地域活動実績	活動実績がある	1
	活動実績がない	0
市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入	市内産資材の購入計画がある、又は指定資材がない	1
	市内取扱業者からの購入計画がある	0.5
	購入計画がない	0
市内業者の下請活用	活用計画がある、下請の対象がない場合で元請企業が市内企業の時、又は評価項目としない	1
	活用計画がない	0
評価点の最大計		5

#### 4 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

##### (1) 企業の技術力

###### ① 簡易な施工計画 表－7

簡易型総合評価方式においては、簡易な施工計画の提案を求める。評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ・ 発注しようとする工事について、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- ・ 評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（瑕疵にかかる事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- ・ 技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事の実施を求めるような設定をしてはならない。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。なお、実際に評価項目として明示する際は、文意の解釈に差が生じないよう表現には注意が必要である。なお、簡易型の場合は、施工の確実性を確認するために総合評価をするものであることから、施工上、過度な提案を求めないように注意すること。

表－7

項 目		留 意 事 項	様式
発注者が求める事項	工程管理	工程管理が重要な要因となる工事において、当該工事に関する概略の工程表の提出を求める。この際、工程表の下に施工計画や工程管理に係わる技術的所見の記載を求める。	3
	品質管理	当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、「〇〇（又は構造物名）」として具体的な項目を指定し、その品質管理に対する技術的所見を求める。	4-2
	その他配慮すべき事項	a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策（一般交通への安全対策や水質汚濁対策等具体的に記述する項目を指定すること。）に対する技術的所見を求める。 b. 施工上特に留意する必要がある工種・工法等（具体的に指定すること。）について、その課題に対する技術的所見を求める。	
受注者が提案する事項		a. 当該工事の実施にあたり、現地条件を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について、受注者が抽出し、抽出理由や技術的所見を記載し提出する。記入にあたっては発注者から評価項目として、提出を求められている事項を除く。 b. 「施工上配慮すべき事項」の例としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工にあたって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応	5

② 企業の技術的能力 表-8

項 目	留 意 事 項	様式
過去8年間の同種工事の施工実績の有無	<p>a. 評価対象を、「過去8年間（8年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間）に完成し、引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績（規模が定められている場合は規模を含む。）について記載すること。</p> <p>b. 当該評価項目を適用するにあたっては、公告文等において「同種工事」の定義を明確に示すこと。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。</p> <p>c. 条件付一般競争入札等で、入札参加資格要件に「同種工事の施工実績及び同種工事に係る規模要件（延長〇〇m以上、面積〇〇㎡等）」を規定する場合は、総合評価においても評価項目として「同種工事の規模」を規定する。なお、「規模」は契約単位で考慮するものとする。</p> <p>d. 同種工事に係る建設工事施工証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを添付することで替えることができる。</p> <p>e. 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。</p> <p>f. 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。</p> <p>g. 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。</p> <p>h. 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。</p> <p>i. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。</p>	6
土木系工事は過去2年間（過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去4年間）、営繕系工事は過去4年間の山口市発注工事における工事成績評定点の平均点	<p>a. ① 土木系工事（営繕系工事以外）…各企業の前年度及び前々年度の過去2年間に竣工し検査を受けた山口市（上下水道局含む。）発注の建設工事で、工事成績評定点の平均点（災害応急工事、営繕系工事に關わる工事及び250万円未満の工事を除く。）により評価する。          なお、過去2年間に工事成績評定点を有しない企業については、過去4年度の間に竣工し検査を受けた山口市（上下水道局含む。）発注の工事成績評定点の平均点（災害応急工事、災害復旧工事、営繕系工事に關わる工事及び250万円未満の工事を除く。）により評価する。ただし、受注した山口市（上下水道局含む。）発注の工事が災害復旧工事のみの場合は、災害復旧工事による工事成績評定点の平均点とする。</p> <p>② 営繕系工事…各企業の過去4年度に竣工し検査を受けた山口市（上下水道局含む。）発注の営繕系工事で、工事成績評定点の平均点（災害応急工事、災害復旧工事及び250万円未満の工事を除く。）により評価する。ただし、受注した山口市（上下水道局含む。）発注の工事が災害復旧工事のみの場合は、災害復旧工事により工事成績評定点の平均点とする。</p> <p>b. 平均点は市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合は、当該共同企業体における代表者を持って評価する。</p> <p>d. 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、工事成績評定点の平均点を6.5点として取り扱う。（1点を付与する。）</p>	提出 不要
公告日前2年間の建設事故の有無	<p>a. 建設事故については、死亡事故を起因とする山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止があったものを対象とし、その措置が入札通知日又は公告日前の2年間にあった場合に評価する。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。</p>	有無 の記 載の み

<p>山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰の有無</p>	<p>a. 前年度及び前々年度において山口市優良建設工事表彰制度又は山口市優良建設工事業者表彰制度により表彰された者を対象に評価する。  b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。  c. 設計金額が5,000万円以上の工事に適用する。  d. 表彰を受けた工事の区分により適用する。</p>	<p>有無の記載のみ</p>
<p>ISO9001 の認証取得状況</p>	<p>a. 建設分野の認証を受けており、認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。「なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。」  b. 建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（以下「本店」という。）を市外に有する場合は、市と契約を締結する営業所等（以下「契約営業所」という。）又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。  c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
<p>ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラム(エコアクション 21) の認証状況</p>	<p>a. 建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。「なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページの写しを添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。」  b. 本店を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。  c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
<p>労働安全衛生マネジメント等の認証状況</p>	<p>a. 労働安全衛生マネジメント(OHSAS18001、JISHA 方式適格 OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について建設分野の認証を受けており、認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。  b. 本店を市外に有する場合は、契約営業所又は契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。  c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	

③ 配置技術者の技術的能力について 表－9

項目	留意事項	様式
<p>主任（監理）技術者の保有する資格</p>	<p>a. 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。  b. 配置技術者の保有資格について、1級国家資格（例：土木施工管理技士、1級建設機械施工技士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価するので、保有する資格を記入し、当該資格証明書等の写しを添付すること。  c. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む。）の写しを添付すること。</p>	<p>7</p>

	<p>d. 主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認できる書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>e. 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。ただし、工場製作を含む工事であつて工場から現地へ現場が移行する時点で技術者を途中交代する場合は、工場製作時の技術者3名以内、現地での技術者3名以内とする。）とする場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。なお、記載した候補者の最も資格の低い者をもって評価する。</p> <p>f. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	
過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無	<p>a. 評価対象を、「過去8年間（8年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日の間）に完成し、引き渡しが完了した同種工事の経験の有無」としているため、該当する工事について記載すること。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。</p> <p>b. 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期と従事期間が一致しない（従事期間が短い）場合は、同種工事の経験を有していることが確認できる資料（従事期間を示す資料及び最終工程表）を添付すること。          なお、特段の指示がない場合は、添付された資料により、施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。</p> <p>c. 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、施工経験がわかる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」によること。</p> <p>d. 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について記載するとともに資料を添付すること。すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。なお、候補者の上限人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。</p> <p>e. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	7
公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況	<p>a. 当該年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間の任意の日から1年前の間の、配置技術者の継続学習（CPD）に対する取組状況（各認証団体推奨単位以上とする。（例）全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間20ユニット）を評価するため、認証団体の証明書の写しを提出すること。なお、各種認証団体の証明書により各種認証団体の推奨単位以上の取組が確認できる場合に点を付与する。          ※ 任意の日とは…技術提案資料を提出していただく際に提出者が定めることとする。          ※ 提出する証明書は、必ず各認証団体の証明書としてください。ただし、提出にあたって写し（コピー）も可とします。また、個人会員がシステムから打ち出したものは対象としません。</p> <p>b. 配置技術者の候補者を複数名提出した場合は、すべての候補者について提出し、すべての候補者が取得していないと評価しない。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。</p>	8
技能士等の活用	<p>a. 評価対象とする技能士の従事する工種は、「型枠施工」「鉄筋施工」「コンクリート圧送」「造園」「とび」「さく井」「塗装」「路面標示施工」「コンクリート積みブロック施工」等とし、工事の内容に応じて適宜指定する。また、技能士以外に品質確保上、有効な資格（舗装工事の場合は「1級舗装施工管理技術者」、下水道推進工の場合は「推進工事技能士」「プレストレストコンクリート技士」「のり面施工管理技術者」「グラウン</p>	9

	<p>ドアンカー施工士」「ポンプ施設管理技術者」等) について指定することができる。従事する技能士は、下請け等の職員でも良いが、技能士以外を指定した場合は原則下請等の職員は認めない。</p> <p>b. 指定したすべての工種の資格を有するものによる施工（技能士の場合は1級又は2級の技能士資格を取得している者）とする場合に評価する。なお、技能士による施工対象とする工種がない場合は指定しない。（1点を付与する。）</p> <p>c. 実際の施工時に変更することは認めるが、技術提案時と同等以上の資格取得者とする。</p> <p>d. 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(2) 企業の地域精通度・地域貢献度 表-10

項目	留意事項	様式
①地域精通度 (地理的条件)	<p>a. 山口市内に本店又は工場を有している場合は、その所在を証明する資料の提出により評価するので、山口市に工場がある場合は、その所在地を証明する資料を提出すること。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	
②地域貢献度	<p>a. 過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日の間）の、山口市所管公共施設に係る災害応急対策業務の活動実績又は冬季除雪業務の活動実績について、契約書の写し、実績のわかる書類等、実績を証明するものの提出により評価する。なお、平成21年7月中国・九州北部豪雨に係る災害復旧工事は、評価の対象とする。</p> <p>b. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p> <p>c. 評価項目としない場合は、1点を付与する。</p>	10
地域活動実績	<p>a. 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日の間）の、山口市内における企業としての道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。 ※ ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設（学校等）の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備（祭り・フリーマーケット等の準備等）、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等</p> <p>b. 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者（民間の公的な施設管理者を含む。）、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。ただし、提出にあたって写し（コピー）も可とする。</p> <p>c. 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。</p>	11
市内産資材の購入又は市内取扱業者（代理店）からの購入	<p>a. 指定した資材（下請が購入する資材も含む。）において、市内産資材の全量購入又は市内取扱業者から全量購入する場合に評価する。なお、資材は工事現場に最終製品として搬入する資材を対象とする。 ※ 「市内産資材」とは、市内工場で生産された資材とする。 ※ 「市内取扱業者」とは、市外工場で生産された資材を市内で販売する業者（市内代理店）とする。 ① 「市内産資材」を購入する場合は、1点を付与する。 ② 「市内取扱業者」から購入する場合は、0.5点を付与する。</p> <p>b. 変更設計で新たに追加した資材の種類（規格）は対象としないが、</p>	12

	<p>変更設計で増加した資材数量は対象とする。</p> <p>c. 実際の施工時における購入先等の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。</p> <p>d. 資材を指定しない場合（対象外の工種）は、1点を付与する。</p>	
市内業者の下請活用	<p>a. 100万円以上の下請（二次下請以降を含む。）を対象とし、その下請業者の全てが山口市内に本社又は本店を有する場合に点を付与する。</p> <p>b. 100万円以上の下請がない場合には、元請企業が山口市内に本社（本店を含む。）を有している場合及び共同企業体で全ての構成員が山口市内に本社（本店を含む。）を有している場合に点を付与する。</p> <p>c. 変更で新たに追加した工種は対象としない。</p> <p>d. 実際の施工時における下請の変更は、技術提案時と同等の評価を受ける事ができるものへの変更のみ認める。</p> <p>e. 市内に下請業者がない工種は評価対象外とすることができる。</p>	13

## 5 加算点の算定

### (1) 技術提案資料の審査

技術提案資料の受領後、工事担当課において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。（加点なし）

### (2) 加算点の算定

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表一11の総合評価方式の型式毎の当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \sum \left( \frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

表－１１ 型式別、評価項目別の換算値

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目ごとの配点合計、矢印の下の数字が各評価項目ごとの換算値					
				特別簡易型			簡易型		
				対象項目	配点	換算値	対象項目	配点	換算値
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項として1項目を選定	2	—	—	—	◎	2	4
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項	2	—	—	—	◎	2	↓ 10
	②企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無	2	◎	2	(7.5) 7 ↓ 4 ( )は設計金額が5,000万円以上の場合	◎	2	(7.5) 7 ↓ 4 ( )は設計金額が5,000万円以上の場合
		土木系工事は過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去4年間)、営繕系工事は過去4年間の山口市発注工事における工事成績評定点の平均点	2	◎	2		◎	2	
		公告日前2年間の建設事故の有無	1	◎	1		◎	1	
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰(過去2年間) ※設計金額5,000万円以上の工事に適用	0.5	◎	0.5		◎	0.5	
		ISO9001の取得状況	0.5	◎	0.5		◎	0.5	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	0.5	◎	0.5		◎	0.5	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	◎	1		◎	1	
	③配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格	1	◎	1	5 ↓ 4	◎	1	5 ↓ 4
過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		2	◎	2	◎		2		
公告前1年間の継続学習(CPD)の取組状況		1	◎	1	◎		1		
技能士等の活用		1	◎	1	◎		1		
(2) 企業の地域精通度地域貢献度	①地域精通度	地理的条件(緊急時の施工体制)	1	◎	1	5 ↓ 2	◎	1	5 ↓ 2
	②地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	1	◎	1		◎	1	
		過去1年間の地域活動実績	1	◎	1		◎	1	
		市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入	1	◎	1		◎	1	
		市内業者の下請活用	1	◎	1		◎	1	
評価点計					10		20		

意：「(2) 企業の地域精通度・地域貢献度」については評価項目の配点合計を①地域精通度及び②地域貢献度を加えたものとして取り扱う。

### (3) 評価値の算定

前項で算出した加算点に標準点(100点)を加えた合計を「技術評価点」とする。この技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値(評価値)を算定する。

$$\text{【各社の評価値} = \text{技術評価点(標準点+加算点)} \div \text{入札書記載価格】}$$

## 第4 事務手続き

### 1 共通事項

#### (1) 総合評価方式の型式選定の考え方

個別の工事における総合評価方式の型式の選定は工事規模（予定価格）と施工上の技術的課題の難易度を踏まえて、当該工事に適した総合評価方式の型式を選定する。

#### (2) 学識経験者の意見聴取方法

総合評価方式の実施に当たり、政令第167条の10の2第4項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、学識経験者の意見を聴かなければならないとされている。（下記枠内参照）

当面、山口市としては、山口県土木建築部建設工事総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くこととしている。

これにより、審査委員会の意見聴取については、原則として表-12によることとする。

表-12

内 容		特別 簡易型	簡易型	意見聴取を行う者
①評価項目、評価点等の基本的事項		○	○	契約監理課
個別 工事	②落札者決定基準の決定	×	○	工事担当課 (契約監理課経由)
	③落札者決定	×	△ (注1)	工事担当課 (契約監理課経由)

凡例 … 「○」：意見聴取が必要 「×」：意見聴取が不要 「△」：場合によっては意見聴取が必要

注1)：「②落札者決定基準の決定」の意見聴取を行う際は、落札者決定時に改めて意見聴取が必要か併せて問うこと。  
必要とされた場合は、「③落札者決定」の意見聴取を行うこと。

#### 【地方自治法施行令】第167条の10の2

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### 【地方自治法施行規則】

第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（これらの規定を同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## 2 特別簡易型の場合

### (1) 工事発注までの手続き

- ① 発注する対象工事の型式・評価項目案を作成する。
- ② 特別簡易型で発注すること及び評価項目、評価基準について、指名審査会で決定する。  
(a. 型式決定の根拠 b. 評価項目、評価基準案を審査)
- ③ 決定後、公告等の事務手続きを行う。

### (2) 落札者決定までの手続き

- ④ 入札参加資格審査資料と技術提案資料を受領する。
- ⑤ 入札
- ⑥ 開札後、落札を保留する。
- ⑦ 工事担当課において、入札結果に基づき、落札候補者の入札参加資格審査資料を作成するとともに、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査、記載事項の確認を行い、総合評価（評価値）審査資料を作成する。
- ⑧ 作成した資料により、指名審査会において、総合評価（評価値）審査及び落札候補者の入札参加資格審査を行う。
- ⑨ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。

○ 特別簡易型の場合（参加資格事後審査）



### 3 簡易型の場合

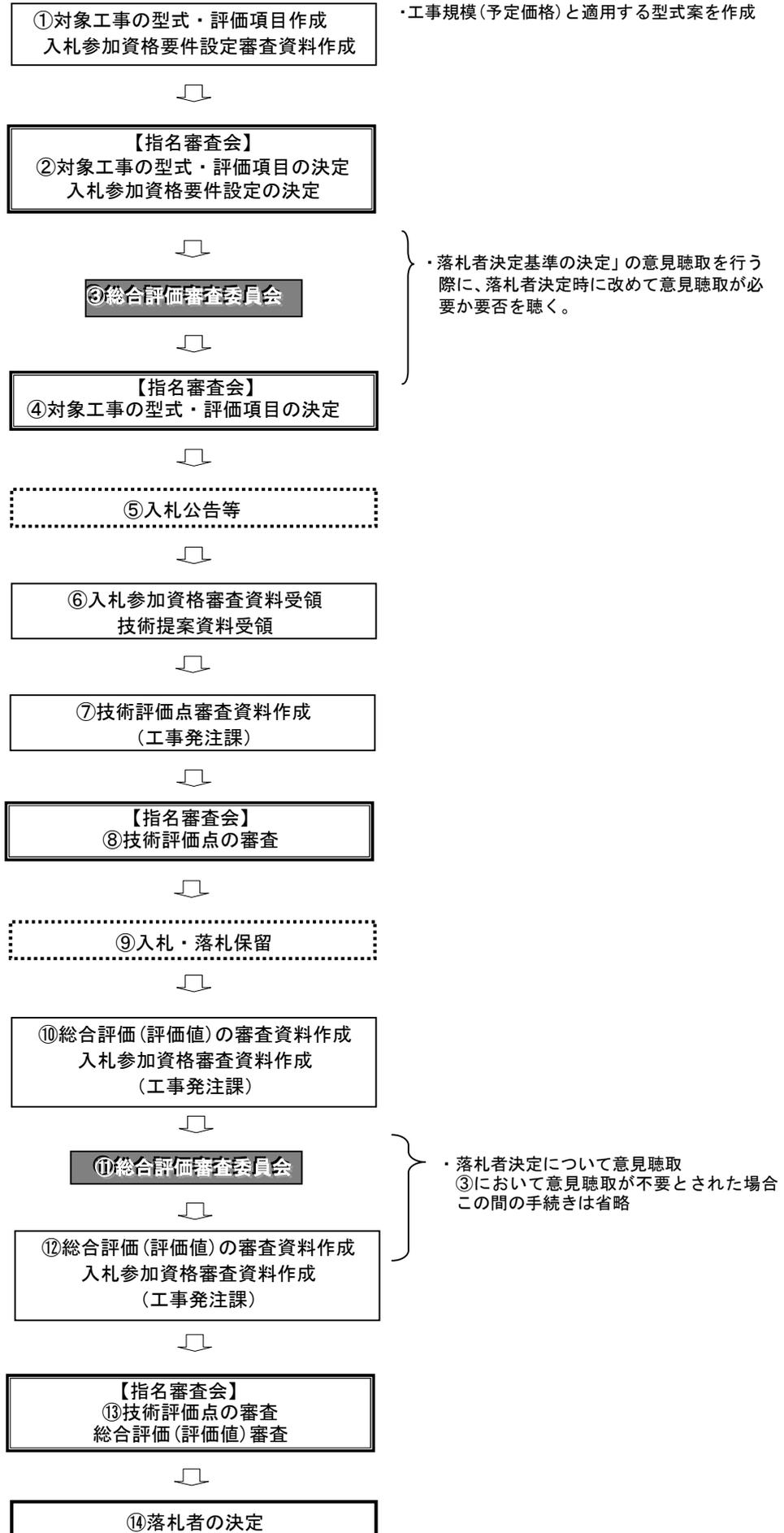
#### (1) 工事発注までの手続き

- ① 発注する対象工事の型式・評価項目、評価基準案を作成する。
- ② 入札参加要件及び簡易型方式により発注する工事の評価項目、評価基準について、指名審査会で決定する。(a. 型式決定の根拠 b. 評価項目、評価基準案を審査)
- ③ 審査後、契約監理課は審査委員会の意見聴取が必要な場合は、意見聴取のための文書を山口県技術管理課(審査員会事務局)へ送付する。[落札者の決定に関する意見聴取の要否について確認すること。]
- ④ 契約監理課は、報告結果を工事担当課へ報告し、工事担当課はこれを踏まえ、指名審査会で型式及び評価項目、評価基準を審査し、決定する。[意見聴取をしない場合及び「意見なし」の場合、この指名審査会は省略する。]
- ⑤ 決定後、公告等の事務手続きを行う。

#### (2) 落札者決定までの手続き

- ⑥ 入札参加資格審査資料と技術提案資料を受領する。
- ⑦ 技術提案資料受領後、工事発注課において、評価項目、評価基準に沿った技術提案資料の審査、記載事項の確認を行い、技術評価点審査資料を作成する。
- ⑧ 技術評価点を指名審査会で審査する。
- ⑨ 入札後、落札を保留する。
- ⑩ 工事発注課は、⑦で作成した資料と入札結果により総合評価(評価値)案を作成するとともに、入札参加資格審査資料を作成する。
- ⑪ 契約監理課は総合評価(評価値)資料について、審査委員会への意見聴取が必要な場合は、意見聴取のための文書を山口県技術管理課へ送付する。[その場合は、入札参加者名は伏せることとする。] 契約監理課は審査委員会の意見聴取結果を工事発注課へ報告する。なお、③で意見聴取不要とされた場合は省略する。
- ⑫ 工事発注課は⑪の審査委員会への意見聴取を行った場合は、審査委員会の報告を踏まえ、総合評価(評価値)審査資料及び入札参加資格審査資料を作成する。
- ⑬ 作成した資料により、指名審査会において、総合評価(評価値)審査及び落札候補者の入札参加資格審査を行う。
- ⑭ 審査結果により、落札者を決定し、総合評価資料の公表等の事務手続きを行う。

○簡易型の場合



#### 4 入札参加者への周知及び技術提案資料の提出

総合評価方式で発注しようとする場合は、当該入札に参加を希望する者に、次の事項を周知する。

- (1) 総合評価方式である旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等
- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）の内容および提出日等必要事項
- (4) 資料作成説明会の有無（通常実施しない。）
- (5) 施工の担保及び虚偽資料の提出に対する措置
- (6) 技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする旨

また、技術提案資料は、一般競争入札及び条件付一般競争入札による場合は、入札参加申請書の提出日まで提出とし、また、指名競争入札の場合は入札書の提出時に入札書とともに提出するよう指名通知等に明示すること。

#### 5 入札

入札後「落札保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとする。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

- (1) 指名審査会において評価値及び入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定すること。
- (2) 落札者決定後、速やかに入札者全員に通知すること。

#### 6 技術提案の改善

技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

#### 7 特定建設工事共同企業体の場合の評価について

特定建設工事共同企業体を対象とする工事の場合における、各評価項目の評価対象の考え方については、表－13による。

表-13 凡例)：「○」評価の対象とするもの。… 公告時、「いずれもが」と表記  
「△」構成員のいずれかにより評価するもの。… 公告時「いずれかが」と表記  
「×」評価の対象としないもの … 公告時、「代表者が」などと表記

注1)：代表者以外に施工実績を求めている場合は、代表者のみを評価対象とする。

注 評価の視点	評価項目	評価の細目	代表者	それ以外の構成員	備考	
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画について	発注者が求める施工上配慮すべき事項	工程管理 品質管理 その他配慮すべき事項	共同で提出		
		受注者が提案する施工上配慮すべき事項		共同で提出		
	②企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事の施工実績の有無		○	○	注1)
		土木系工事は過去2年間(過去2年間に工事成績評定点がない場合は過去4年間)、営繕系工事は過去4年間の山口市発注工事における工事成績評定点の平均点		○	×	
		公告日前の2年間の建設事故の有無		○	○	
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設業者表彰(過去2年間)		△	△	
		ISO9001の取得状況		△	△	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		△	△	
		労働安全衛生マネジメントの認証状況		△	△	
	③配置技術者の技術的能力について	主任(監理)技術者の保有する資格		共同で提出		
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事の施工経験の有無		共同で提出		
		公告日前1年間の継続学習(CPD)の取組状況		共同で提出		
		技能士等の活用		共同で提出		
(2)企業の地域精通度・地域貢献度	①地域精通度	地理的条件(緊急時の施工体制)	△	△		
	②地域貢献度	過去5年間の災害時の応急対策又は冬季除雪実績	△	△		
		過去1年の地域活動実績	△	△		
		市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入	△	△		
		市内業者の下請活用	△	△		

## 8 落札者決定等について

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、事後審査型の条件付一般競争入札の場合は、「評価値」の最も高い者について入札参加資格要件の審査を行い、非適合の場合、順次下位の者について審査を行う。

ただし評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

- ・ 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること。
- ・ 低入札価格調査制度において不落札でないこと。

## 9 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、工事担当課長等は、その理由を説明する。

## 10 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

### (1) 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとする。請負者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難な、あるいは合理的ではない場合は不誠実な行為として取り扱う。あわせて、加算点の範囲内で配点に応じた工事成績評定点を減点する。また技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱とする。

これらの内容については、入札条件書等に明記しておく必要がある。

### (2) 配置技術者の変更

配置技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提示した配置技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。この指示に従わないときは、(1)と同様に配置技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

## 11 設計図書に明記すべき事項

設計図書には次の事項を明記し、提出様式等の必要な書類を添付すること。

### (1) 入札条件書（簡易型用を添付）

- ① 総合評価方式（〇〇型）である旨
- ② 技術提案資料の内容について（(2)、(3)による）
- ③ 説明会の有無（原則無し）
- ④ 技術提案の評価の方法、
- ⑤ 虚偽資料提出の場合の措置及び評価内容の担保

### (2) 技術提案資料の内容・・・提出を求める技術提案資料の記載要領

### (3) 技術的能力の審査（総合評価）に関する事項

- ① 評価項目
- ② 評価項目ごとの評価基準
- ③ 得点配分

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月30日から施行する。

総合評価競争入札に係る提出様式一覧

評 価 項 目			特別簡易型	簡易型	備 考
技術提案資料提出表紙			第1号	第1号	
技術提案資料提出一覧表			第2-1号	第2-2号	
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める事項	工程計画	第3号	
			品質管理	第4-2号	
			その他、配慮すべき事項	第4-2号	
			工事全般の施工計画	第5号	
	②高度な技術提案	技術提案と技術提案に基づく施工計画	第6号	第6号	
		工事全般の施工計画	提出不要	提出不要	
	③企業の技術的能力	同種工事の施工実績	有無の記載	有無の記載	様式以外に添付資料必要
		工事成績評定点	有無の記載	有無の記載	
		建設事故	有無の記載	有無の記載	
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰	有無の記載	有無の記載	
		ISO9001の取得状況	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
		ISO14001の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
	④配置技術者の技術的能力	労働安全衛生マネジメント等の取得	有無の記載/関係書類	有無の記載/関係書類	
		主任(監理)技術者の保有する資格	第7号	第7号	様式以外に添付資料必要
配置技術者の施工経験の有無		第8号	第8号	様式以外に添付資料必要	
継続学習(CPD)制度の取組状況		第9号	第9号	様式以外に添付資料必要	
(2)企業の地域精進度・地域貢献度	技能士等の活用	建設業許可申請書	建設業許可申請書		
	地域精進度(本店等の有無)	第10号	第10号	様式以外に添付資料必要	
	地域貢献度(災害時・冬季除雪)	第11号	第11号	様式以外に添付資料必要	
	地域貢献度(地域活動実績)	第12号	第12号		
	地域貢献度(市内産資材の活用)	第13号	第13号		

年 月 日

山口市長 様

住所（所在地）  
商号又は名称  
代表者氏名

印

### 技術提案資料の提出について

年 月 日付けで公告・指名通知のありました下記工事の総合評価に係る技術提案資料について、別添のとおり提出いたします。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所

【連絡先】担当者 所 属  
氏 名  
電話番号  
F A X

## 技術提案資料提出一覧表 (特別簡易型)

工事名：

商号又は名称：

評価項目		区分			提出書類	提出枚数		
(1) 企業の 技術力	② 企業の技術的能力	同種工事の施工実績	実績有り		実績無し		(第6号様式) 実績が無い場合は添付不要	枚
		工事成績評定点	過去2年間成績有り	過去4年間成績有り	成績無し		注3	-
		建設事故	事故有り		事故無し		注4	-
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰	表彰有り		表彰無し		注5	-
		IS09001の取得状況	取得有り		取得無し		注6	枚
		IS014001又はISOアクション21の取得状況	取得有り		取得無し		注6	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り		取得無し		注6	枚
	③配置技術者	主任(監理)技術者の保有する資格	資格有り		資格無し		(第7号様式)	枚
		配置技術者の施工経験	経験有り		経験無し			
		継続学習(CPD)制度の取組状況	取組有り		取組無し		(第8号様式)	枚
技能士等の活用		活用有り		活用無し		(第9号様式) 注7	枚	
(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度	地域精進度(本店等の有無)	本店等有り		本店等無し			枚	
	地域貢献度(災害時・冬季除雪)	実績有り		実績無し		(第10号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(地域活動実績)	実績有り		実績無し		(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(市内産資材の活用)	市内産資材の活用	市内取扱業者からの購入	なし		(第12号様式) 注8	枚	
	地域貢献度(市内業者の下請活用)	全て活用		左記以外		(第13号様式) 注9	枚	

- 注1) 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、共同企業体として提出する場合は、商号又は名称の欄に共同企業体名称を記入すること。(3号以降の様式も同様とする。)
- 注2) 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消し(取消線)により抹消すること。
- 注3) 過去2年間に工事成績評定点を有する場合は、「過去2年間成績有り」を○で囲み、過去2年間に工事成績評定点を有していないが過去4年間に工事成績評定点を有する場合は、「過去4年間成績有り」を○で囲み、過去4年間にも工事成績評定点を有していない場合は、「成績無し」を○で囲むこと。なお、工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(山口市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 注4) 建設事故については、有無を明示するのみで書類提出は不要。なお、建設事故の定義については「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項による。
- 注5) 山口市優良工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰については、有無を明示するのみで書類提出は不要。
- 注6) 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。なお、添付する資料は、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項による。
- 注7) 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用する場合に「活用あり」を○で囲むこと。なお、発注者が技能士等を指定しない場合は記入の必要はない。
- 注8) 指定した資材において、市内産資材の購入又は市内取扱業者から全量購入する場合において、市内工場で生産された資材によるときは「市内産資材の活用」を○で囲み、市外工場で生産されたものによるときは、「市内取扱業者からの購入」を○で囲み、それ以外は、「なし」を○で囲むこと。なお、発注者が資材の指定をしない場合は記入の必要はない。
- 注9) 百万円以上の下請(二次下請以降を含む)を対象とし、その下請業者の全てが山口市内に本社又は本店を有する場合に点を付与する。
- 注10) 「過去2年間に成績有り」の場合も過去2年間に、「過去4年間に成績有り」の場合も過去4年間に、合併・社名変更等を行った場合は、その年月日及び旧会社名と新会社名を工事成績評定点の提出書類の欄に記載すること。
- 注11) 本様式での記載内容と、3号以降の様式での記載に齟齬があった場合は、低い評価となるものを採用する。

## 技術提案資料提出一覧表 (簡易型)

工事名:

商号又は名称:

評価項目			区分			提出書類	提出枚数		
(1) 企業の 技術力	①簡易な 施行計画	発注者	工程計画			(第3号様式)	枚		
		が求め	品質管理			(第4-1号様式)	枚		
		る事項	その他、配慮すべき事項			(第4-1号様式)	枚		
		受注者が提案する事項				(第5号様式)	枚		
	②企業の技術的能力	同種工事の施工実績		実績有り		実績無し		(第6号様式) 実績が無い場合は添付不要	枚
		工事成績評定点		過去2年間成績有り	過去4年間成績有り	成績無し	注3	—	
		建設事故		事故有り		事故無し		注4	—
		山口市優良建設工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰		表彰有り		表彰無し		注5	—
		ISO9001の取得状況		取得有り		取得無し		注6	枚
		ISO14001又はエコアクション21の取得状況		取得有り		取得無し		注6	枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得		取得有り		取得無し		注6	枚
	③配置技術者	主任(監理)技術者の保有する資格		資格有り		資格無し		(第7号様式)	枚
		配置技術者の施工経験		経験有り		経験無し			
継続学習(CPD)制度の取組状況		取組有り		取組無し		(第8号様式)	枚		
技能士等の活用		活用有り		活用無し		(第9号様式) 注7	枚		
(2)企業の地域精進度・ 地域貢献度	地域精進度(本店等の有無)		本店等有り		本店等無し			枚	
	地域貢献度(災害時・冬季除雪)		実績有り		実績無し		(第10号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(地域活動実績)		実績有り		実績無し		(第11号様式) 活動実績を証明するもの	枚	
	地域貢献度(市内産資材の活用)		市内産資材の活用	市内取扱業者からの購入	なし		(第12号様式) 注8	枚	
	地域貢献度(市内業者の下請活用)		全て活用		左記以外		(第13号様式) 注9	枚	

- 注1) 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、共同企業体として提出する場合は、商号又は名称の欄に共同企業体名称を記入すること。(3号以降の様式も同様とする。)
- 注2) 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消し(取消線)により抹消すること。
- 注3) 過去2年間に工事成績評定点を有する場合は、「過去2年間成績有り」を○で囲み、過去2年間に工事成績評定点を有していないが過去4年間に工事成績評定点を有する場合は、「過去4年間成績有り」を○で囲み、過去4年間に工事成績評定点を有していない場合は、「成績なし」を○で囲むこと。なお、工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。(山口市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。)
- 注4) 建設事故については、有無を明示するのみで書類は提出不要。なお、建設事故の定義については「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項による。
- 注5) 山口市優良工事表彰又は山口市優良建設工事業者表彰については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 注6) 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。なお、添付する資料は、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項による。
- 注7) 指定したすべての工種(種別)において指定したすべての技能士等を活用する場合に「活用あり」を○で囲むこと。なお、発注者が技能士等を指定しない場合は記入の必要はない。
- 注8) 指定した資材において、市内産資材の購入又は市内取扱業者から全量購入する場合において、市内工場で生産された資材による場合は「市内産資材の活用」を○で囲み、市外工場で生産されたものによる場合は「市内取扱業者からの購入」を○で囲み、それ以外は、「なし」を○で囲むこと。なお、発注者が資材の指定をしない場合は記入の必要はない。
- 注9) 百万円以上の下請(二次下請以降を含む)を対象とし、その下請業者の全てが山口市内に本社又は本店を有する場合に点を付与する。
- 注10) 「過去2年間に成績有り」の場合は過去2年間に、「過去4年間に成績有り」の場合は過去4年間に、合併・社名変更等を行った場合は、その年月日及び旧会社名と新会社名を工事成績評定点の提出書類の欄に記載すること。
- 注11) 本様式での記載内容と、3号以降の様式での記載に齟齬があった場合は、低い評価となるものを採用する。

第3号様式

工 程 表

工 事 名：

商号又は名称：

項 目	単 位	数 量	月		月		月		月		月		月		月		備 考
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	

○工程管理に対する技術的所見

注) 記述にあたっては、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

発注者が求める事項  
[簡易な施工計画]

工事名:

商号又は名称:

対象	
具体的な技術的所見	

注1) 記述にあたっては、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「対象」の欄には、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」の「発注者が求める事項」の内容を記載すること。

### 工事全般の施工計画

(受注者が提案する施工上配慮すべき事項)

工 事 名:

商号又は名称:

施 工 上 配 慮 す べ き 事 項	
当 該 事 項 を 抽 出 し た 理 由	
当 該 事 項 に 対 す る 技 術 的 所 見	

注) 記述にあたっては、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

## 同種工事の施工実績

工 事 名 :

商号又は名称 :

同種工事の条件	同種工事 :	
工 事 概 要 等	工 事 名	(CORINS登録番号)
	発注者名	
	施工場所	(具体的に)
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	単 体 ・ 共 同 企 業 体 (出資比率 %)
	工事概要  工種・数量  規模・寸法  構造形式等	
添付資料の添付箇所	本様式	入札参加申請書 第2号様式
		入札参加申請書 第3号様式

注1) 記載及び資料添付については、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 「同種工事の条件」の欄には、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」の「同種工事の施工実績」で発注者が求めたものを記載すること。

注3) 当該評価項目について実績を有しない場合は、本紙の提出を要しない。

注4) 入札参加申請書の第2号様式又は第3号様式のいずれかの添付資料で、当該企業の施工実績が確認できる場合は、企業の実績を確認できる添付資料を二重に添付する必要はない。なお、「添付資料の添付箇所」の欄については該当するものを○で囲むこと。



## 継続学習(CPD)制度の取組状況

工 事 名 :

商号又は名称:

配置技術者名	
配置技術者の継続学習(CPD)制度の取組状況(各団体推奨単位以上取得)	継続教育の証明あり 継続教育の証明なし
	学習履歴を証明する証明書発行団体名を記載する。

注1) 配置技術者を複数提出する場合はすべての技術者について記載すること。

注2) 記載及び資料添付については、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

注3) 当該評価項目について、認証団体の推奨単位以上を取得していない場合は、本紙の提出を要しない。

## 技 能 士 等 の 活 用

工 事 名 :

商号又は名称:

工種名	従事技能士の氏名	所属会社名	資 格	従事する業務の内容及び期間

注1) 記載及び資料添付については、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

注2) 指定した工種（種別）に従事する技能士等について内容を記述すること。なお、「従事する業務の内容及び期間」の欄には、技能士等が従事する期間及び従事する工事内容（指定した工種の中で技能士等が従事する工事が一部となる場合はその内容）を記載すること。

注3) 当該評価項目について、「発注者が技能士等を指定しない場合」及び「発注者が技能士等を指定しているが、受注者がその指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用しない場合」は、本紙の提出を要しない。

## 災害時応急対策又は冬季除雪業務の活動実績

工 事 名：

商号又は名称：

活 動 実 績	あり      なし (どちらか一方を記入すること)
山口市所管施設の 名称	
災害対応の出動要 請課名又は冬季除 雪業務の依頼課名	
(災害対応の場合) 被災の原因となっ た気象及び災害の 状況等	
活動実績の内容等	

注1) 活動実績を証明する契約書等の写しを添付すること。

注2) 記載及び資料添付については、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。

## 地 域 活 動 実 績

工 事 名 : \_\_\_\_\_

商号又は名称 : \_\_\_\_\_

地域活動の種類	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 の 場 所	
活 動 人 数	延べ 人
活 動 の 内 容 (具体的に記述すること)	

- ・ 過去1年間の、山口市内における企業としての道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。
- ※ 過去1年間とは、公告日の1年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間とする。
- ※ ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設（学校等）の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備（祭り・フリーマーケット等の準備等）、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。
- ・ 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者（民間の公的な施設管理者を含む。）、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。
- ・ 活動内容を証明する資料(第11-1号様式又はその他の証明書等)の写しを添付すること。

## 地域活動実績証明書

**(申請者)**

住 所:

名 称:

代表者名:

印

地域活動の種類	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 の 場 所	
活 動 人 数	延べ 人
活 動 の 内 容 (作業開始・終了時間を含めて具体的に記述すること)	

- ・ 過去1年間の、山口市内における企業としての道路清掃、河川清掃、公共施設への植栽等の企業としてのボランティア活動について、公的機関等との協定書や、公的機関等からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。
- ※ 過去1年間とは、公告日の1年前の日の属する年度の4月1日から公告日までの間とする。
- ※ ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設（学校等）の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、小学校区以上の地域で実施される催物の準備（祭り・フリーマーケット等の準備等）、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア、防犯パトロール等。
- ・ 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者（民間の公的な施設管理者を含む。）、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

**(証明者)** 住 所

名 称

代表者名

印

電 話 (       ) -

## 市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入計画

工 事 名 :

商号又は名称 :

工 事 概 要 等	工 事 名						
	発注者名						
	施工場所						
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日					
	資 材 名	1		購 入 先	住 所		市内産
					名 称		<input type="checkbox"/>
		2		購 入 先	住 所		市内産
名 称						<input type="checkbox"/>	
3		購 入 先	住 所		市内産		
			名 称		<input type="checkbox"/>		
備 考							

注1) 市内産資材の場合は、□にレを記入すること。

注2) 当該評価項目について購入計画を有しない場合は、本書の提出を要しない。

## 市内企業の下請活用計画

工 事 名：

商号又は名称：

入札参加者の 本店所在地	住 所	
	市 内 市 外 の 別	市 内      ・      市 外
下 請 予 定 の 有 無 (100万円以上の下請)		有      ・      無
下請予定者の所在地 (100万円以上の下請)		すべて市内      ・      その他

予定下請工事内容	下請業者の所在地の市内・市外の別
	市内      ・      市外

- 注1) 記載にあたっては、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」における当該評価項目の留意事項によること。
- 注2) 本店とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。
- 注3) 100万円以上の下請（二次下請以降を含む。）全てを対象とする。
- 注4) 入札参加者の本店の住所を記入するとともに、「市内市外の別」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 注5) 共同企業体を対象として発注する場合は、構成員全ての本店の所在地を記入すること。また、「市内市外の別の欄については、全ての構成員が山口市内に本店を有している場合には「市内」を○で囲み、その他の場合には「市外」を○で囲むこと。
- 注6) 「下請予定の有無」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 注7) 「下請予定者の所在地」の欄については、該当するものを○で囲むこと。なお、「すべて市内企業」を○で囲む場合は、100万円以上の下請（二次下請以降を含む。）で市内企業をすべて活用する場合。市内企業等の定義については、「技術提案の評価基準及び資料提出方法」による。
- 注8) 「予定下請工事内容」、「下請業者所在地の市内・市外の別」の欄には、予定する下請負額が100万円以上の全ての下請について記入すること。なお、「予定下請工事内容」の欄の記入にあたっては、第13号様式の別紙から選んで記入し、「下請者所在地の市内・市外の別」の欄は、該当するものを○で囲むこと。（技術提案資料の提出にあたっては、第13号様式別紙の提出は不要）

第13号様式別紙

予定下請工事の内容	予定下請工事の内容
大工工事	電気工事
型枠工事	冷暖房（空調）設備工事
左官工事	給排水・給湯設備工事
仮設工事	ダクト工事
解体工事	タイル工事
杭工事	鋼構造物工事
土工事	鉄筋工事
コンクリート工事	舗装工事
地盤改良工事	しゅんせつ工事
地すべり防止工事	板金工事
外構工事	ガラス工事
道路付属物設置工事	塗装工事
はつり工事	防水工事
石工事	内装工事
屋根工事	建具工事
熱絶縁工事	電気通信工事
造園工事	ボーリング工事
機械器具設備工事	ボーリンググラウト工事
消防設備工事	その他工事
法面工事	